

令和5年1月13日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 東北電力ネットワーク株式会社の情報漏えい事案に関して、 報告徴収等を実施しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、東北電力ネットワーク株式会社の情報漏えい事案に関して審議を行い、東北電力ネットワーク株式会社及び東北電力株式会社に対して、電気事業法に基づき報告徴収を実施しました。また、一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対し、当委員会委員長名で緊急点検を求めることとしました。

今般、一般送配電事業者として漏えいを禁じられている新電力の顧客に係る非公開情報が、東北電力ネットワークの端末管理の不備を通じて、小売電気事業を営んでいる東北電力の営業所内で閲覧可能な状態になっており、東北電力の社員から閲覧されていることが判明しました。

これは、先般、関西電力送配電において情報漏えい事案が発生したことを受け、昨年12月27日に、当委員会事務局から他の一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対し、類似事案の調査を求めたところ、判明したものです。

これを受け、当委員会は、東北電力ネットワーク及び東北電力に対して、本日（13日（金））、電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき報告徴収を実施しました。今後、報告徴収の結果に基づき、必要な対応をとってまいります。

また、各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対しては、本日（13日（金））、当委員会委員長名で、情報管理に係る社内体制整備の適切性や社員等による行為規制違反の有無について網羅的に緊急点検を行うこと等を求めることとしました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者：福原、日高、森野

電話：03-3501-1585（直通）

メール：s-dentori-network@meti.go.jp